鋼船規則

H編

電気設備

鋼船規則 H 編

2018年 第2回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号 2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議 2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可



規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。 2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号 鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H編 電気設備

3章 設備計画

3.3 非常電気設備

3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間*

- -2.(4)を次のように改める。
- -2. 非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも次の負荷 (電気に依存するものに限る。) にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなけ ればならない。

((1)から(3)は省略)

- (4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。 ((a)から(f)は省略)
 - (g) **安全設備規則 4 編 2.1.3** に規定するジャイロコンパスとは別にインマルサット 直接印刷電信又はインマルサット無線電話を有効に作動させるために船舶に 備えるジャイロコンパス。

((5)から(10)は省略)

附則

- 1. この規則は,2018年12月25日から施行する。
- 2. 2017年1月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。